



目指すべき持続可能な社会を実現するための方向性について (地域循環共生圏)

第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会 第3回

2023（令和5）年2月13日



現行の第五次環境基本計画の目次

はじめに

第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識

第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方

1. 目指すべき持続可能な社会の姿
2. 今後の環境政策が果たすべき役割 ～経済社会システム、ライフスタイル、技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題の同時解決～
3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方
 - (1) 環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化
 - (2) 環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢等への的確な対応
 - (3) 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用

第3章 環境政策の原則・手法

1. 環境政策における原則等
2. 環境政策の実施の手法

第2部 環境政策の具体的な展開

第1章 重点戦略設定の考え方

第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

第3章 重点戦略を支える環境政策の展開

第3部 計画の効果的実施

第4部 環境保全施策の体系

＜第六次環境基本計画＞

- 計画期間 2024－2030年（内容は向こう30年以上を視野）
- 第一次環境基本計画から30年の節目で策定されるもの

- 「**第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会**」（基本的事項検討会）と「**第六次環境基本計画に向けた将来にわたって質の高い生活をもたらす『新たな成長』に関する検討会**」（新たな成長検討会）は、それぞれ連携しつつ、



- 現行第五次環境基本計画の第1部に相当する
 - ✓ 現状と課題認識
 - ✓ 目指すべき持続可能な社会の姿
 - ✓ 今後の環境政策が果たすべき役割、環境政策の展開の基本的考え方
 - ✓ 環境政策の原則・手法に関して議論を進めていただく。
- その上で、第2部に相当する、
 - ✓ 今後の環境政策の重点としてどのような分野が考えられるのか、その大きな方向性について議論を進めていただく。

二つの検討会の関係（主な役割分担）

基本的事項検討会

新たな成長検討会

両者が一体となって環境・経済・社会の統合的向上を目指した今後の環境政策の展開の方向を示す。

回数	基本的事項検討会	新たな成長検討会
第1回	第一次環境基本計画策定以後30年の、主に環境面からの振り返り 2022年12月14日開催	第一次環境基本計画策定以後30年の、主に経済・社会面からの振り返り 2022年12月22日開催
第2回	特に環境面からの目指すべき持続可能な社会の姿、環境政策の基本原則 2023年1月16日開催 (参考資料2参照)	将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」の基本的考え方 2023年2月2日開催 (参考資料3参照)
第3回	目指すべき持続可能な社会の姿を実現するための方向性（地域・国際面を中心に。） 本日の検討会	「新たな成長」の視点による経済・社会的課題の同時解決の方向性（地域・国際面を中心に。）
第4回	取りまとめ	取りまとめ

※両検討会の検討事項は、それぞれ大いに関係しており、明確に区別できるものではなく、それぞれ幅を持った議論が行われると想定。

＜議題 1＞ 地域循環共生圏

- 「循環共生型社会」を地域で具体化するものとしての「地域循環共生圏」について、実現に向けた課題を踏まえつつ、今後の政策展開、実現のための方策をどうするべきか。
- 「地域循環共生圏」の取組における、国土利用、土地利用のあり方をどう考えるべきか。

1. 地域循環共生圏について

「地域循環共生圏」に関する委員のご意見

① 今後の政策展開の考え方

- この間の環境政策を振り返って、**特に直近非常に加速してきたのが、地域と経営における、サステナビリティ課題を統合し、厳密に実施しようとする動き**かと思う。本当に実施しようとするはまだ課題はあるが、サステナビリティ課題を統合的に考え、実施される必要があるというのが、地域と経営の観点から認識され始めていると思う。（高村委員、第1回）
- **地域循環共生圏の発展方法について、もう少し明示的に方向性を強調する必要**がある。地域循環共生圏が脱炭素型の地域づくりと合わさって、これからの日本の、特に**地方を救うための大きな政策ツールになり得る**という観点を持つということ。本来は国土計画が担うはずだったが、今の国土計画は社会インフラに重点が置かれており、**農林水産業や環境、福祉の課題**がやや外に置かれているという状況である。その分、**環境政策が拡大していることを踏まえ、そこを担うという意識が必要**ではないか。（武内委員、第1回）
- 地域循環共生圏の考え方は、その実施によって、**多様な考え方を持つ国民（地域住民）の自発的な意思に基づく参加を尊重しつつ、究極的には地域を自立させ、都市と地方の関係を改善させ、ひいては出生率の上昇にも繋がる可能性がある**とみられる（大塚委員、第1回提出資料）
- 「地域循環共生圏」は、**「新しい資本主義」の中核となる考え方**であり、また、**現政権の「田園都市構想」にも密接に関連**する。「地域循環共生圏」の展開のためには、当面の政府による支援のほか、人材の確保、環境問題を起点とする社会連帯・地域連帯を目指す教育が重要である。（大塚委員、第1回提出資料）
- 循環共生型社会が1つの社会像として提起されているが、**どのレベルで何が循環するのか。グローバルレベル、ナショナルレベル、ローカルレベル、食料、エネルギーなど、明確でない点**もある。（第2回、広井委員）

② 実現に向けた課題

- NPOで地域循環共生圏の創生に係るような事業を行っているが、**現場には既に担い手となる人材がいなかった状況や、お金がないなどといった現状がある**。地方では様々な取組が進む一方で、**未だ地域経済の衰退は歯止めが効いておらず**、地方の経済を保つために未来に借金をしている状況である。（千葉委員、第1回）
- 日本の足元では、離島で漂着ごみの処理費用が高く、自身の島に投棄してしまう状況がある。**足元の議論と地球規模の議論では起こっている問題が異なっている**と考えている。（第2回、小野田委員）

③ 実現方法

- 地域循環共生圏を今後どう各分野で統合して実現していこうかというのが主眼になる。**キーワードは「地域資源の有効活用」と「イノベーションのためのR&D」**。特に「地域資源の有効活用」が重要であるが、補助金駆動型では尻すばみになっている一方で、補助金だけでなく民間ファイナンスが入ったケースはよく進んでいる。自治体、企業、金融機関や研究機関が一体として後押しすること、またスポーツや文化は地域を巻き込む力があるので、それらも一体となって現場を動かすことが大切である。**全体の横断施策としてデータマネジメントとファイナンスの両輪が重要**である。（夫馬委員、第1回）
- **地域金融機関**について、環境省としてガイドラインを策定しており、**活用していかなければならない**。（第2回、夫馬委員）
- 紹介されている小田原市の事例は、優良事例であるが可能であればバッテリーリサイクルまで入れてもらいたい。**既存事例の先の取組をイメージさせるメッセージを発信していただく**と**良いのではない**か。（第2回、小野田委員）

目指すべき持続可能な社会における地域循環共生圏のあり方（基本的考え方）

- 第五次計画において、持続可能な地域のあり方として「地域循環共生圏」が位置づけられた。以来、**全国187の自治体（2022年9月30日時点）**で取組が進むなど、全国に浸透してきた。また、**地域循環共生圏の重要な要素である地域脱炭素**についても、全国で取組が進んでいる。
- 第六次計画においても、目指すべき持続可能な社会の姿である「循環共生型社会」（第2回検討会で議論）を各地域・圏域で具体化したものとして、「**地域循環共生圏**」を位置づけ、**その発展のための方策を記述**すべきではないか。
- 「地域循環共生圏」を考える上での**キーワード**は、以下に例示できるのではないか。
 - ✓ 各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会
 - ✓ 各地域がその特性を活かした強みを発揮しつつ互いに支え合う。特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、地域資源を補完し支え合う。その繋がりには、集落・街区レベル、市町村レベル、都道府県レベル、流域レベルなど様々な階層・範囲がありうる。
 - ✓ 地域の主体性（オーナーシップ）と、域内・域外の多様な主体による協働（パートナーシップ）が基盤
 - ✓ 地域の人材、地上資源をはじめとした地域資源の活用
 - ✓ 脱炭素・循環経済・自然再興を始めとした個別の環境行政の統合、環境政策と他の政策との統合の実践
 - ✓ 環境負荷の総量削減・良好な環境の創出（自然資本の充実）と「経済・社会的課題の解決」「将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長」の同時実現
- 「地域循環共生圏」における**個別環境行政の統合、環境政策と他の政策との統合のテーマの例**
 - ✓ コミュニティの再生
 - ✓ 地域経済
 - ✓ 公正な移行
 - ✓ 国土利用・土地利用

目指すべき持続可能な社会における地域循環共生圏のあり方（課題と実現方法）

- 日本全体を持続可能な社会に変革していくにあたり、**各地域がその特性を活かした強みを発揮し、その強みを生かして地域同士が支えあう「自立・分散型の社会」を形成していくことが、日本全体を持続可能な社会に変えていくという考え方で進めていく必要がある。**これを進めるにあたり、以下のような課題がある。
 - ✓ **地域が主体的かつ継続的に、地域の課題解決をするようなローカルSDGs事業を生み出していく必要がある。**
 - ✓ 地域によっては、地域経済が衰退していたり、**情報や資金、人材といった資源が不足している**場合がある。
 - ✓ **地域資源・地上資源の持続可能な活用を促進し、自然資本を守り、維持・回復していく必要がある。**
 - ✓ 自然資本の充実が「**経済・社会的課題の解決**」「**将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長**」の**同時実現に繋がるという気づきや認識が不足している。**
 - ✓ 各地域がその特性を活かした強みを発揮しつつ互いに支えあい、特性に応じて近隣地域等と共生・対流するための**広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や社会・経済的つながり（人、資金等））を構築する必要がある。**
 - ✓ 取組を始めるに当たり、**地域の現状、解決すべき課題、取組による経済波及効果等の環境・社会・経済へのインパクト等を可視化する必要がある。**
- 地域循環共生圏により、環境・経済・社会の統合的向上を実現するためには、**地域の主体性（オーナーシップ）と、域内・域外の多様な主体による協働（パートナーシップ）が欠かせない。**
 - ✓ 地域の人が、ワクワク感とやりがいを持って、主体的に事業運営することが肝要。
 - ✓ そのような事業の実例を共有し、多様な主体と繋がる場として、「**地域循環共生圏づくりプラットフォーム**」が運営されている。
- 地域循環共生圏の考え方を発展・向上させ、**地域における環境・経済・社会の統合的向上を全国規模に広げる**という視点が必要ではないか。それに向けて、**成果の分析手法の改良・開発、地域の主体的な取組を可能にするためのプラットフォームの整備**が重要ではないか。

【次期生物多様性国家戦略（パプコメ版）抜粋】

＜本戦略の背景【我が国の置かれた状況】＞

人口減少などの課題に直面している状況は、我が国が世界に先駆けて自然資本を守り活かす社会へと転換していくチャンスでもあり、その転換の先には明るい未来として、持続可能で自然と共生する社会像が描ける。例えば、**自立・分散型でできる限り地上資源を活用した災害にも強い適応力のある地域づくり**を行うことで、化石燃料や鉱物資源からなる**地下資源への依存度を下げる**ことができる。これは同時に、脱炭素社会や循環型社会の構築にも貢献する。また、**他国の自然資本への依存度を下げ**、地球規模での生物多様性への影響の軽減につながるるとともに、我が国の生存基盤を確保する観点から、安全保障にも資する。これらにより各地域がその特性を活かした強みを発揮しつつ互いに支えあう**「地域循環共生圏」の構築が進む**。さらに、東日本大震災や大規模な豪雨災害等の教訓を活かし、社会の強靱性（レジリエンス）を高めていくことにつながる。生物多様性は、これまでの地史や進化の歴史等を反映したかけがえのないものであり、このような取組により我が国における多様な生物の生息・生育環境を守り将来世代に引き継ぐことは、今を生きる我々の責任である。こういった新しい社会に向けた取組の成功例が増えつつあり、そのような動きを広く展開していくことで、理想を現実のものにすることができる。

＜基本戦略2（2）③身の回りにある様々な課題との統合的解決＞

国内バイオマス資源の素材としての活用を促進するための利用技術の研究・開発や資源利用の拡大を図ることで、資源循環と里山の維持・管理を同時に推進する。こうした**地上資源の活用促進を通じて、地下資源への依存度を低下させる**。また、自然環境保全活動と教育・福祉分野との連携等により、自然体験や心身の健康増進と同時に、生物多様性保全に資する場の保全を図る。また、感動や癒し、ときめきなど、自然とのふれあいから生活の豊かさの向上につなげる取組を促進する。

第五次環境基本計画における「地域循環共生圏」の姿（1 / 2）

【第五次環境基本計画抜粋】

＜第2部第1章3. 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～＞

…（略）…

これを踏まえ、本計画では、**各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことを目指す。**

「地域循環共生圏」は、「第二次循環型社会形成推進基本計画」（2008年3月25日閣議決定）において示された、…（略）…**「地域循環圏」**の考え方や、「生物多様性国家戦略2012-2020」（2012年9月28日閣議決定）において示された、…（略）…**「自然共生圏」**の考え方を包含するものであり、後述のとおり、**地域資源の活用を促進することにより、結果として低炭素も達成する概念**である。

「地域循環共生圏」における「地域」には、「循環」、「共生」が集落レベルや市町村（特別区を含む。以下同じ。）レベルの狭域で完結し得るものから、流域レベルや都道府県レベルの広域でも完結し得ないものがあることから、集落・街区レベル、市町村レベル、都道府県レベル、流域レベルなど様々な階層の圏域があり得る。

「地域循環共生圏」における「循環」とは、食料、製品、循環資源、再生可能資源、人工的なストック、自然資本のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含めたありとあらゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済社会活動の全段階及び自然界を通じてめぐり続けることであり、この「循環」を適正に確保するためには、物質やエネルギー等の資源の投入を可能な限り少なくするなどの効率化を進めるとともに、多種多様で重層的な資源循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ地域経済循環を促し、地域を活性化させることを目指す。

「地域循環共生圏」における「共生」とは、人は環境の一部であり、また、人は生きものの一員であり、人・生きもの・環境が不可分に相互作用している状態であり、その認識の下、二次的自然や生きものも含めた自然と人との共生、地域資源の供給者と需要者という観点からの人と人との共生の確保、そして人や多様な自然からなる地域についても、都市や農山漁村も含めた地域同士が交流を深め相互に支えあって共生していくことを目指す。

第五次環境基本計画における「地域循環共生圏」の姿（2 / 2）

【第五次環境基本計画抜粋（続き）】

「地域循環共生圏」の創造の要諦は、地域資源を再認識するとともに、それを活用することである。時に見過ごされがちだった各地域の足元の資源に目を向けて価値を見出していくことが、地域における環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化の第一歩となる。例えば、地域におけるバイオマスを活用した発電・熱利用は、化石資源の代替と長距離輸送の削減によって低炭素・省資源を実現しつつ、**地域雇用の創出、災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの強化といった経済・社会的な効用**をも生み出す。これが間伐や里山整備で生じた資源の活用であれば、健全な森林の維持・管理にも貢献することにつながり、豊かな自然の恵み（生態系サービス）を享受することにもなる、という**マルチベネフィットを達成することが可能**となる。

新たなアプローチとしての「地域循環共生圏」の創造は、農山漁村のためだけにあるのではなく、都市にとっても、農山漁村からの農林水産品や自然の恵み（生態系サービス）等によって自らが支えられているという気付きを与え、「見える化」し、自然保全活動への参加や環境保全型農業より生産された農産物の購入等の農山漁村を支える具体的な行動を促すことにもつながる。すなわち、**「地域循環共生圏」は、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する考え方でもある。**

第五次環境基本計画の点検結果に示された「地域循環共生圏」に貢献する取組

【重点分野1】持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

- ・ バイオマスの埋立て抑制及び熱エネルギーの徹底回収・有効活用や、未利用資源等を地域の実情に応じて活用

【重点分野2】国土のストックとしての価値の向上

- ・ 「自然共生サイト（仮称）」認定を通じたOECMの設定・管理等の取組
- ・ 廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上
- ・ 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効利用する自立・分散型の地域エネルギーセンターの整備（「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」）
- ・ グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進

【重点分野3】地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- ・ 「国立公園満喫プロジェクト」や国民公園における来苑者拡大の取組
- ・ ニホンジカ・イノシシの捕獲の推進
- ・ エコツーリズムの推進を通じた地域の観光振興、地域振興

【重点分野4】健康で心豊かな暮らしの実現

- ・ 廃棄物を地域の資源として活用する取組の推進（2025年度までにガイダンスを策定）
- ・ 地域における2R（リデュース・リユース）ビジネスの拡大

【重点分野5】持続可能性を支える技術の開発・普及

- ・ 温室効果ガス排出量を増やすことなく、ライフサイクル全体での徹底した資源循環を図るために必要な技術開発、最新技術の活用等の支援
- ・ 限定地域での無人自動運転配送サービスの実現やドローンの活用による物流の効率化の推進
- ・ 生態系機能の活用技術の研究開発
- ・ 廃棄物エネルギーを利活用した地域循環共生圏の構築が進まない技術的な課題の解決（実証事業、解決方法の検討、ポテンシャル調査）
- ・ 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進（標準化推進、規制の合理化、技術の評価・実証に関する支援等）
- ・ 2050年の脱炭素社会の実現に向けて、地域循環共生圏を構築するための技術的課題の解決に向けた実証事業を実施・検証

環境・社会・経済課題の同時解決



**地域の
主体性**
(オーナーシップ)

地域の人が、**ワクワク感とやりがい**を大切にしながら、主体的に事業を立ち上げ、運営している

協働
(パートナーシップ)

地域内の多様な分野の人による協働、**地域外**の人とのつながり・支えあいによって、事業を立ち上げ、運営している

地域循環共生圏に資する事業創出のポイント

行政+様々な民間人材とのネットワークから、事業が生まれる
行政内部も、縦割りを越えた連携が必要

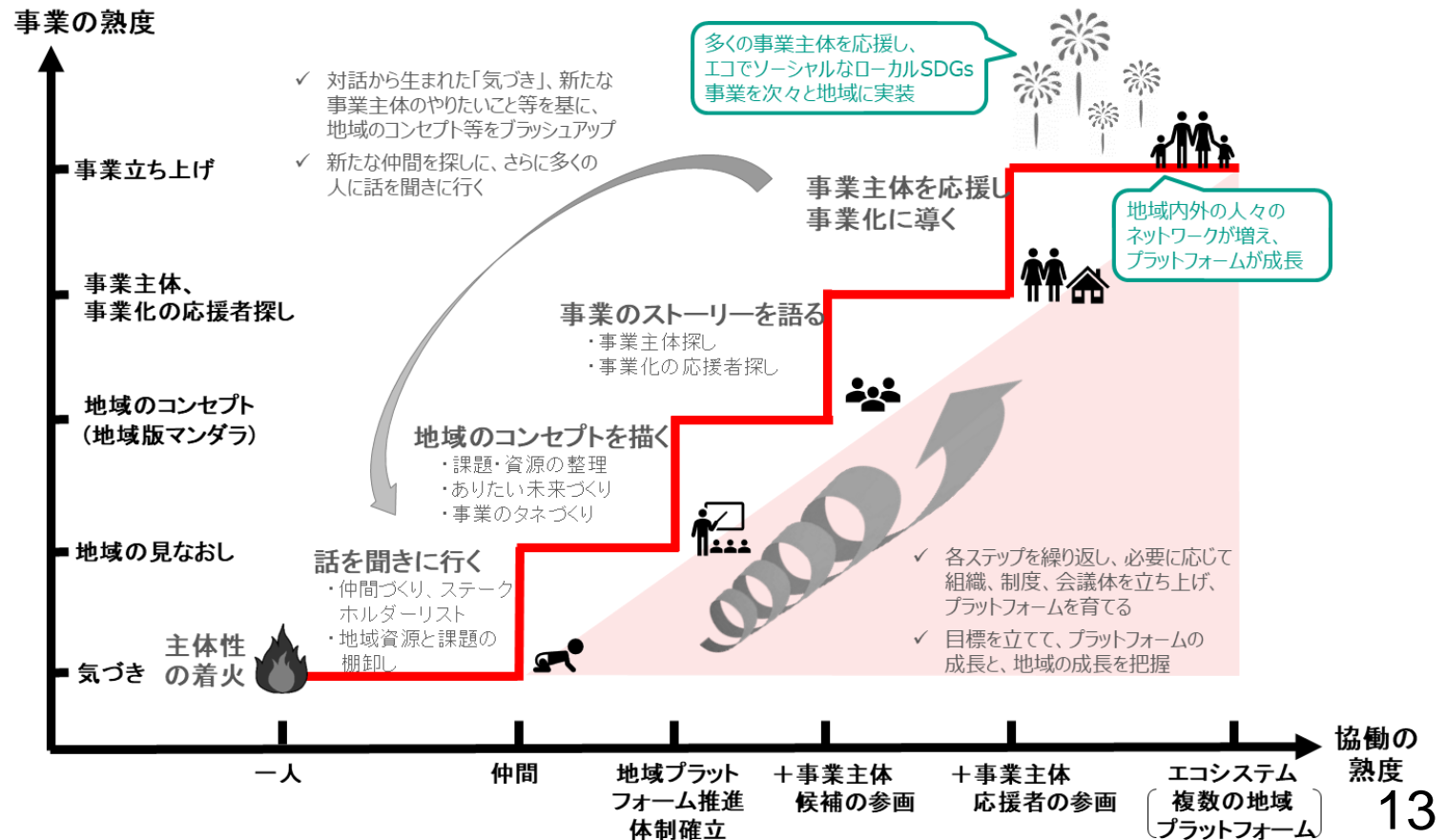
オープン
イノベーション

① 「話を聞きに行く」から始まる
信頼関係でつながる仲間づくり

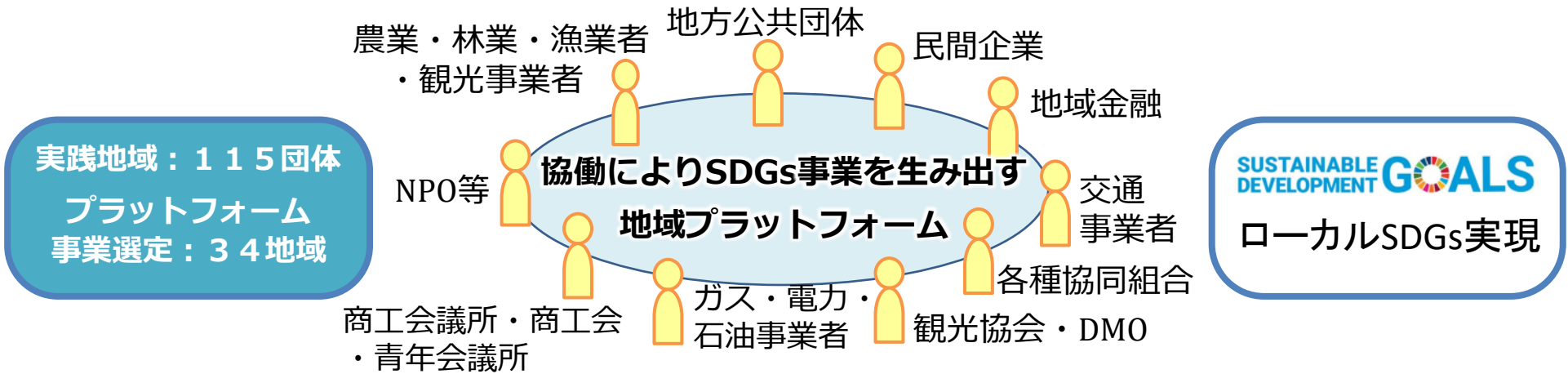
② 地域の課題の棚卸し
地域資源の再認識

③ みんなが共感できるビジョン、
インパクト(大)の事業のタネを
みんなで作る

④ 事業の担い手探し
担い手をみんなで応援



地域循環共生圏づくりを支援する地域プラットフォームと全国プラットフォーム



環境省ローカルSDGs－ 地域循環共生圏づくりプラットフォーム

<p>運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル事業の実施（地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業） グリーンファンド 	<p>学びと出会いの場</p> <ul style="list-style-type: none"> 多彩な先進地域、講師・企業によるセミナー 地域を元気にする事業創出のスキルアップ 地域内外での協働の輪を広げるコツを学ぶ 	<p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進事例・優良事例 関係省庁の支援事業の紹介 メルマガ、Facebook 地域づくり支援等の他のネットワーク 	<p>オープンイノベーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域同士、地域と一緒に取組みたい企業、地域おこし等の専門家との出会いによるオープンイノベーションの場：フォーラム <p>登録企業：148</p>
<p>伴走支援</p> <p>地方環境事務所</p>	<p>環境パートナーシップオフィス (全国8カ所)</p>	<p>ESG加速化</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関を対象としたセミナー、事例集、実践ガイド作成 地域での財務局・金融機関との連携強化 	

地域循環共生圏の経済波及効果の測定：地域経済循環分析

自動作成ツール

- 地域経済の全体像と、域外からの資金の流入を「見える化」
- 資金の流れ、産業間のつながり、経済構造を簡単に把握

市町村ごと、
複数自治体の圏域
で分析可能

経済波及効果ツール

- 再エネ導入や、観光客増加等の経済波及効果をシミュレーション
- 様々な条件を自ら設定して試算
- 事業効果と、施設整備施策は建設効果を出力



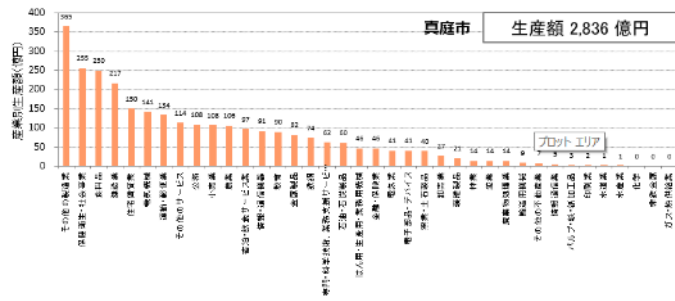
(1) 地域の中で規模の大きい産業は何か①：産業別生産額

分析の視点

- 生産額が大きい産業は、域内にとまらず域外へも販売している可能性が高く、域外から所得を獲得できる地域にとって強みのある産業である。
- ここではまず、産業別生産額より、地域の中で規模の大きい産業が何かを把握する(下図)。

生産額が最も大きい産業はその他の製造業で365億円であり、次いで保健衛生・社会事業、食料品、建設業の生産額が大きい。

産業別生産額

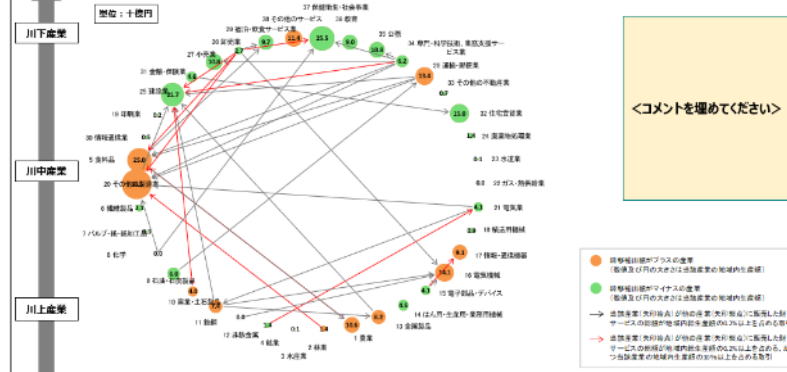


(3) 地域の取引構造について

分析の視点

- 影響力係数や感応度係数、生産誘発額の数値は、産業間の取引構造に依存している。
- ここでは、当該地域の産業間取引額について、取引構造を固定することで、どの産業間の取引額が多いかを把握する(下図)。
- これにより、影響力係数や感応度係数、生産誘発額の数値の背景・要因について分析する。

産業間取引構造



(1) 1人当たり雇用者所得の水準

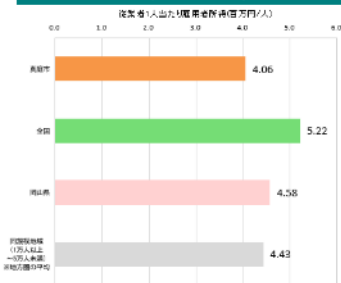
分析の視点

- 地域の雇用者所得の規模は、地域の従業者数、就業者数の規模に依存する。
- ここでは、地域内の雇用者所得を従業者数で、地域住民の雇用者所得を就業者数で除した1人当たりの所得水準を作成し、全国や県、人口同規模地域と比較してどの程度の所得水準であるかを把握する(下図①②)。

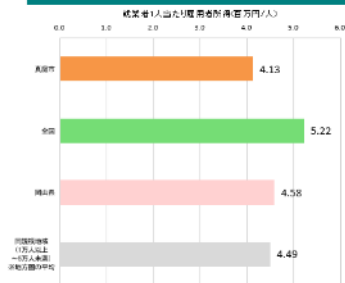
従業者1人当たりの雇用者所得(従業者ベース)は、全国、県、人口同規模地域と比較して低い水準である。

就業者1人当たりの雇用者所得(居住地ベース)は、全国、県、人口同規模地域と比較して低い水準である。

① 従業者1人当たり雇用者所得 (従業者ベース)



② 就業者1人当たり雇用者所得 (居住地ベース)



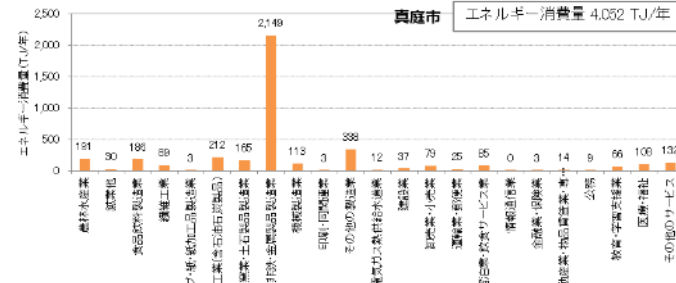
(1) 産業別エネルギー消費量

分析の視点

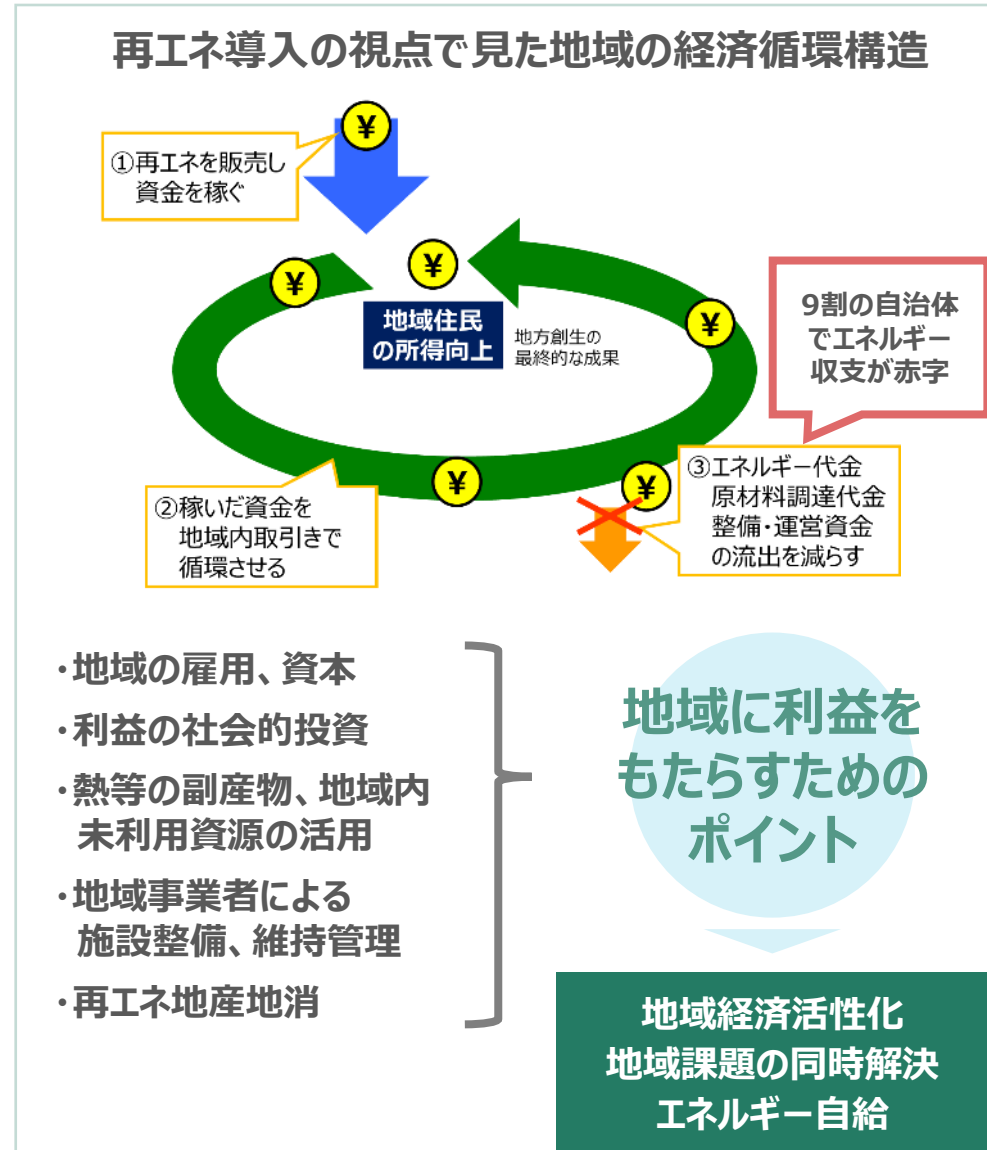
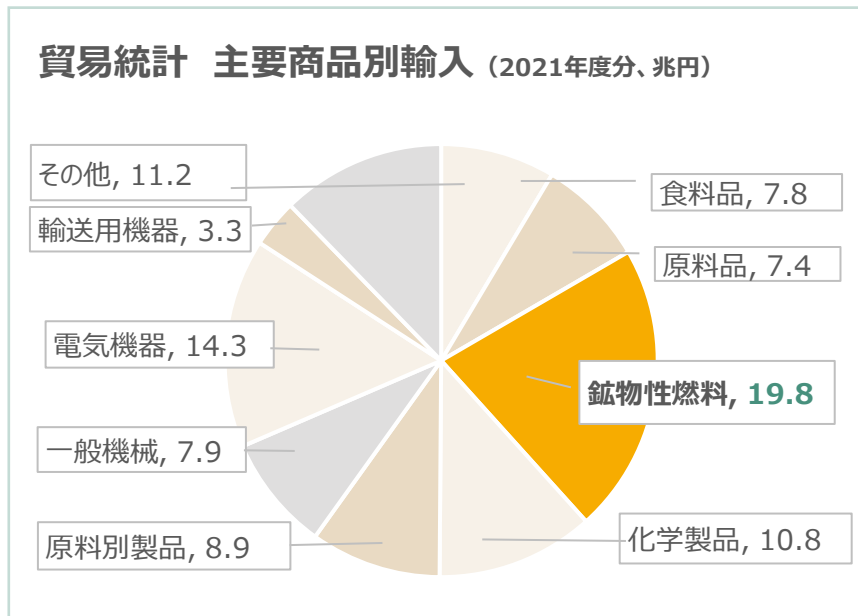
- エネルギー消費量は、産業によって生産量1単位当たりのエネルギー消費量が異なるため、必ずしも生産量が多い産業がエネルギー消費量が多いとは限らない。
- ここでは、地域のエネルギー消費量の規模を産業別に把握する(下図)。

真庭市の産業別エネルギー消費量は、鉄鋼・非鉄金属製品製造業のエネルギー消費量が最も多く、次いでその他の製造業、化学工業(含石油炭炭製品)の順となっている。

産業別エネルギー消費量



地域資源を生かした再エネ事業が地域の経済・社会の利益に繋がるメカニズム

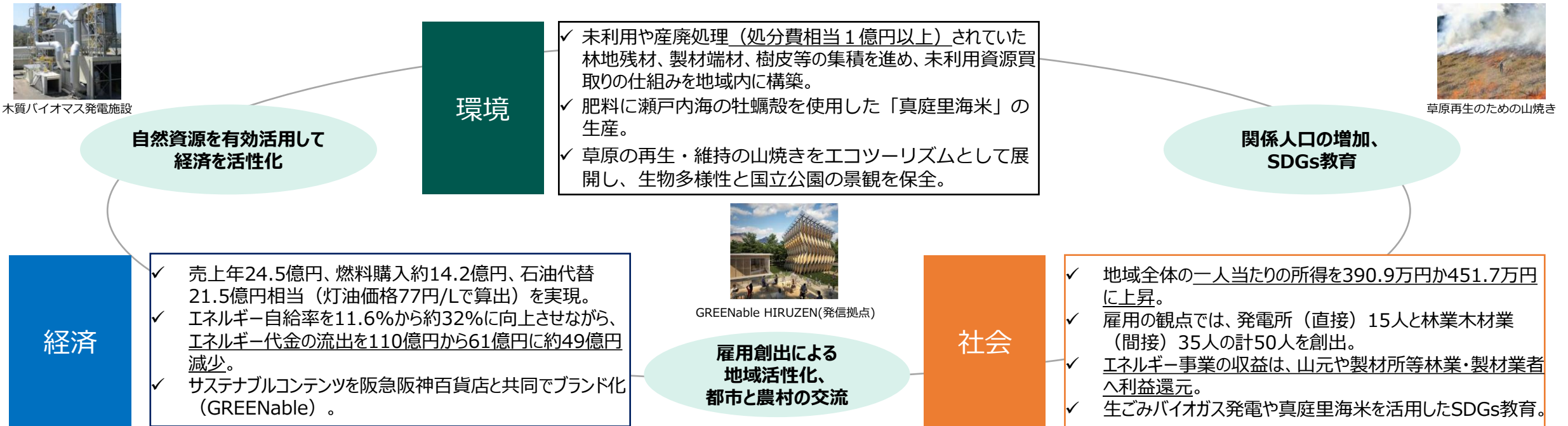


地域循環共生圏の実例（1 / 3） ～岡山県真庭市～

地域資源の循環を「真庭ライフスタイル」として打ち出し、バイオマス発電、有機肥料、エコツーリズム等を通じて「回る経済」を確立

抱える課題と事業内容

- 課題：市の79.2%を森林が占め、古くから美作材（みまさかざい）産地として知られていたが、**資源の有効活用ができず、人口減少や高齢化といった問題も発生。**
- 事業内容：経済を活性化し、中山間地域の日本のモデルになるべく、「ひと」「まち」「市役所」といった地域資源にフォーカスを当てた「真庭ライフスタイル」を樹立。間伐材や端材を燃料とした**木質バイオマス発電を基軸に地域内での循環を促進、「里山資本主義」の優良事例として広く認知。**更には、**瀬戸内海の里山里海のつながり**を意識し、液肥・牡蠣殻肥料を有効活用したブランド米や草原でのエコツーリズムを通じた**生物多様性・国立公園の保全**や、百貨店との協働をきっかけとする**都市・農村間の交流を促進。**

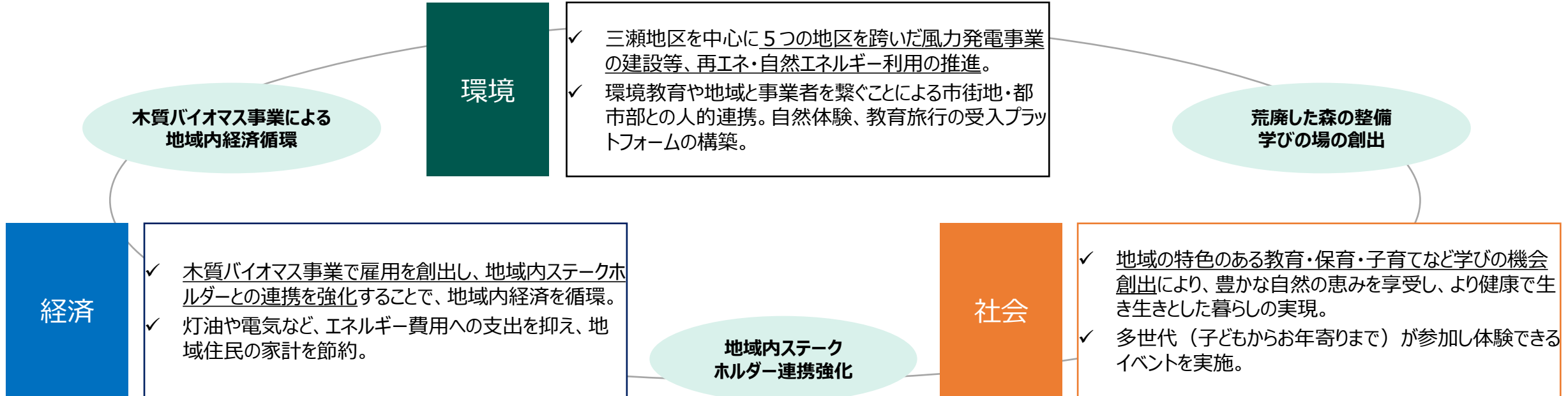


地域循環共生圏の実例（2 / 3） ～山形県鶴岡市三瀬地区～

地域の山林から作られる木質バイオマスの利用普及による、山林の荒廃と地域への関心低減の同時解決

抱える課題と事業内容

- 課題：林業が盛んであったが、衰退により山林農地が荒廃。また、人口減少の進行により、商店等が撤退し、これまで享受できていたサービス等の喪失が発生。
- 事業内容：「①地域材の活用がないこと」「②里山の荒廃と里山利用の減少」「③住民の地域への関心低下」を取り組むべき地域課題の3大柱とする。荒廃した山林の適正管理に伴い搬出される木材を地域のエネルギーとして教育・保育施設等で活用し、環境教育、森林への興味誘導に繋げる。

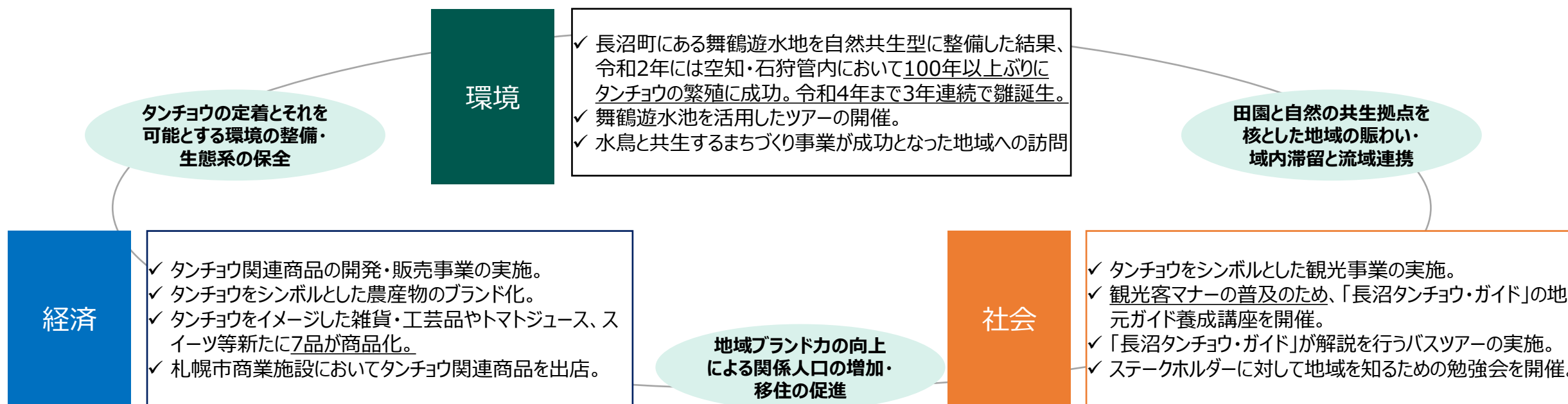


地域循環共生圏の実例（3 / 3） ～北海道長沼町～

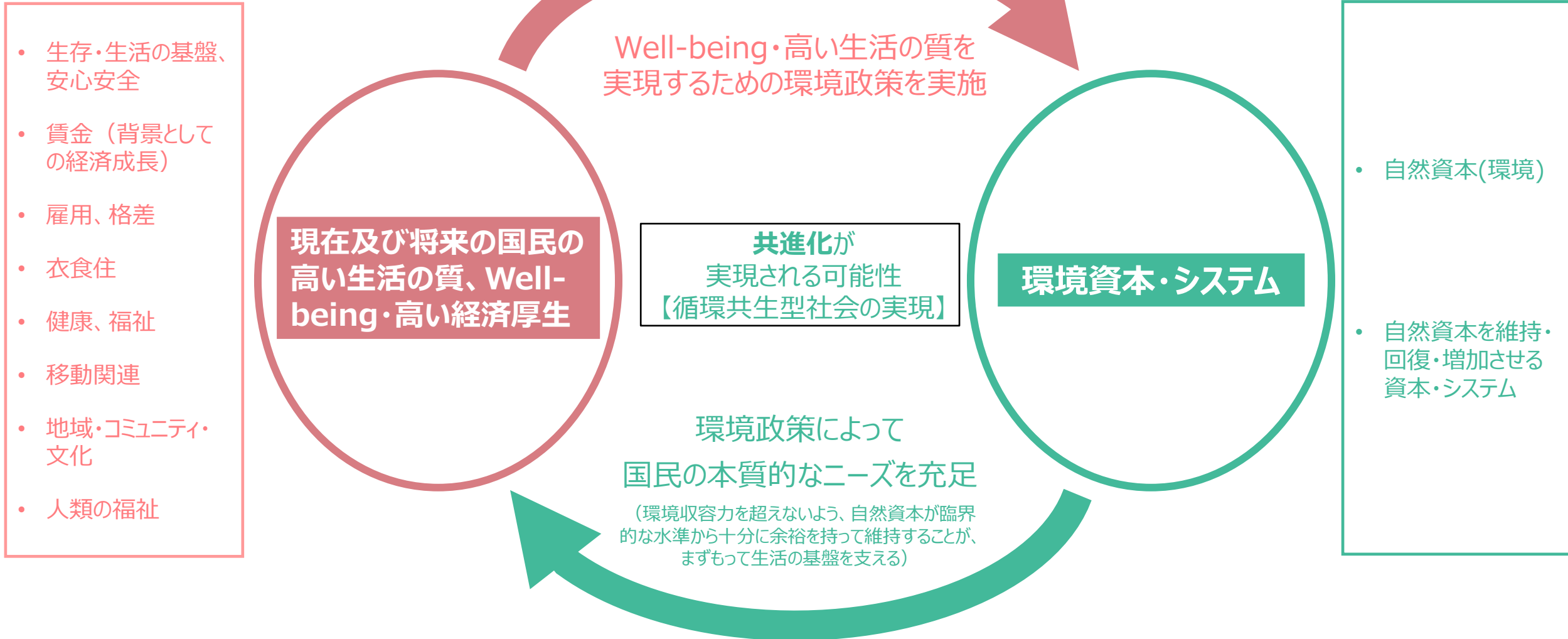
「タンチョウも住めるまちづくり」事業により、タンチョウと共生可能な環境を整備するにともない、周辺地域の経済振興・社会形成を推進

抱える課題と事業内容

- 課題：乱獲、開拓によってタンチョウの生息数が減少した。
- 事業内容：令和元年度からの2か年、「タンチョウも住めるまちづくり」の取組を効果的に推進するため、環境省の地域循環共生圏プラットフォームを活用し、「仲間づくり」、「地域の将来イメージづくり」、「事業のタネづくり」を実施した。



(参考) 将来にわたる高い生活の質をもたらす「新たな成長」の概念図



(参考) 将来にわたる高い生活の質をもたらす「新たな成長」の基本的考え方 (イメージ)

現在及び将来の国民の 高い生活の質、 Well-being・高い経済厚生

(例)

- 生存・生活の基盤、安心安全
- 賃金 (背景としての経済成長)
- 雇用、格差
- 衣食住
- 健康、福祉
- 移動関連
- 地域・コミュニティ・文化
- 人類の福祉

共進化

環境資本・システム

広い意味での自然資本ともいえるのではないかな。

自然資本 (環境)

- **【生活の基盤】自然資本が臨界的な水準から十分に余裕を持って維持され、健全な「自然界の物質循環」が維持される水準** (最新最良の科学に基づく環境保全上の支障の防止)。環境負荷の総量を削減。
 - ✓ 1.5℃目標が達成される気候 (要件としての2050年CNと勝負の10年。適応も含む。)
 - ✓ 健全な循環経済
 - ✓ 健全な生態系
 - ✓ 残された公害問題の解決 など
- **充実した自然資本の水準** (良好な環境の創出)
 - ✓ 快適な環境 (アメニティ)
 - ✓ ネイチャー・ポジティブ など

自然資本を維持・回復・増加させる資本・システム

- 【地上資源を主体とし、循環と共生を基調とする、持続可能な経済社会システム (循環共生型社会の実現)】**
- 自然資本 (環境) を改善する資本～有形資産 (設備、インフラ等)、無形資産 (例)
 - ✓ 再エネ・省エネ・資源循環関連設備
 - ✓ ZEB・ZEH、公共交通、EV、充電設備等
 - ✓ 分散型国土、集約型都市
 - ✓ 無形資産 (人的資本、経済的競争能力等)
 - ✓ 社会関係資本
 - 制度・システム (例)
 - ✓ 自立分散型のシステム (規模の経済との相互補完)
 - ✓ 価格メカニズム (カーボンプライシング等)
 - ✓ 金融システム (ESG、地域金融等)
 - ✓ 循環経済システム
 - ✓ 自然を活用した解決策 (NbS)、自然と共生する文化
 - ✓ 教育
 - ✓ 国土政策、土地利用政策、持続可能な農林水産業システム
 - ✓ 公正な移行
 - ✓ 国際枠組、国際協調

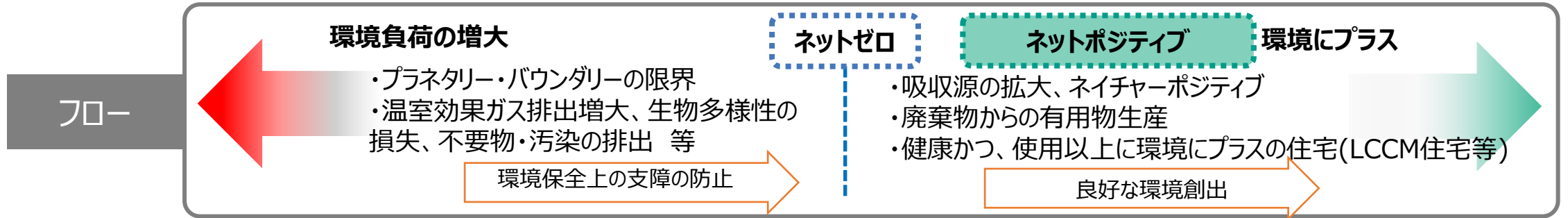
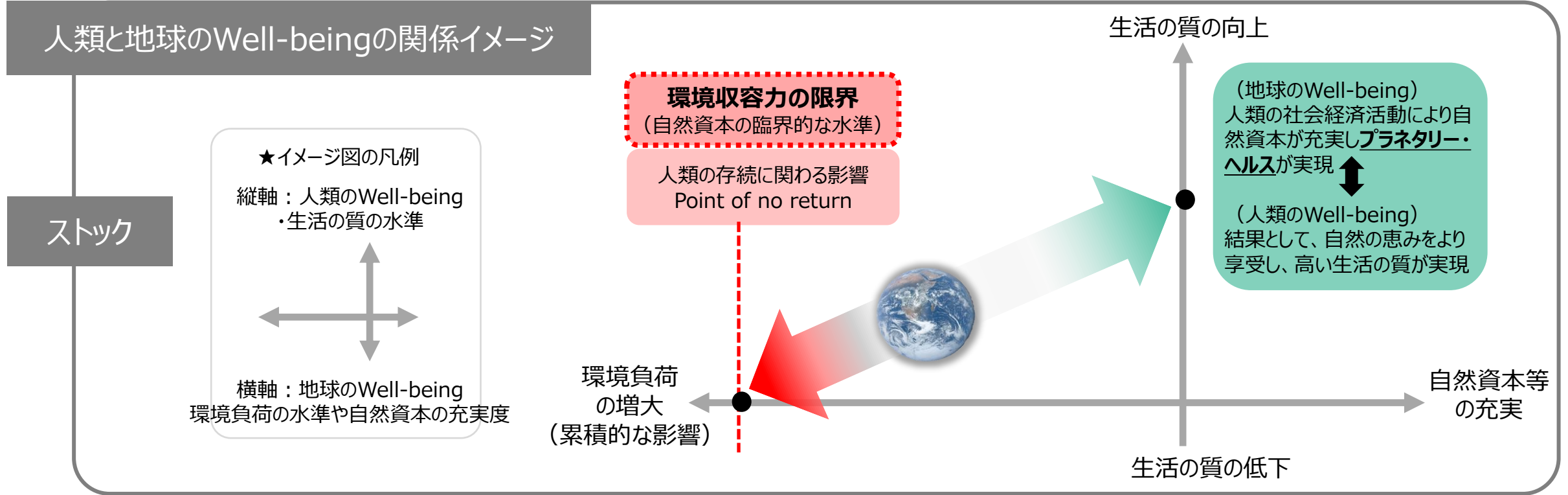
環境行政間の
統合と環境行政
と他の分野との
統合 (同時
解決)

経済社会システム、技術、ライフスタイルのイノベーション

ストックとしての環境資本・システムの充実が、国民の高い生活の質の実現に貢献する。ストックを充実させる過程において、フローの効果 (例: GDP) も得られる。

(参考) 自然資本・環境負荷とWell-being・生活の質との関係 (イメージ)

- 環境負荷を低減し、ストックとしての自然資本を充実させることが、Well-being・生活の質・経済厚生の上昇につながるのではないかと。



2. 地域循環共生圏における国土利用・土地利用 の視点

① 国土計画・地域づくりとの関係

- 地域循環共生圏の発展方法について、もう少し明示的に方向性を強調する必要がある。地域循環共生圏が脱炭素型の地域づくりと合わさって、これからの日本の、特に地方を救うための大きな政策ツールになり得るという観点を持つということ。本来は国土計画が担うはずだったが、今の国土計画は社会インフラに重点が置かれており、農林水産業や環境、福祉の課題がやや外に置かれているという状況である。その分、環境政策が拡大していることを踏まえ、そこを担うという意識が必要ではないか。（武内委員、第1回）
- 国際的に見ると統合を具体的に政策に落とし込むための手法としては、政策評価、事業評価、戦略的環境アセスメント等になるか。ドイツなどでは予算の審査で脱炭素の観点から持続可能性が確保されているかというのが要件になっている。日本でも環境の視点を含むのが重要である。国土計画でも一部この考えを取り入れているので、環境基本計画でも反映させる必要がある。（大久保委員、第1回）
- 街づくりや都市のあり方に更に踏み込んで環境政策を展開していいのではないか。地域循環共生圏も重要ではあるが、やや農山村感が強いので、都市のあり方や国土デザインに踏み込んで環境計画を作成するのが重要ではないか。（広井委員、第1回）
- 政策統合は、土地利用政策にも及ぶ。具体的には都市のコンパクト化、生物多様性に関する30by30が関連する。総合的な土地利用施策立案が重要性を増すであろう。（広井委員、第1回）
- 再エネ導入に関しては地域でのトラブルも発生しているが、昨年の温対法の改正により、市町村等が地方公共団体の計画において再エネの導入目標を定め、促進区域を定め、協議会などを通じてゾーニングを行いつつ再エネを迅速に導入する仕組みが取り入れられた。このように再エネの導入によって環境と経済の好循環を進め、環境政策の実施によって他の社会的課題も同時に解決していく施策は、「地域循環共生圏」の考え方の実践そのものであり、この考え方を維持し、更に拡張していく必要がある。（大塚委員、第1回提出資料）

② 地方創生と都市の在り方

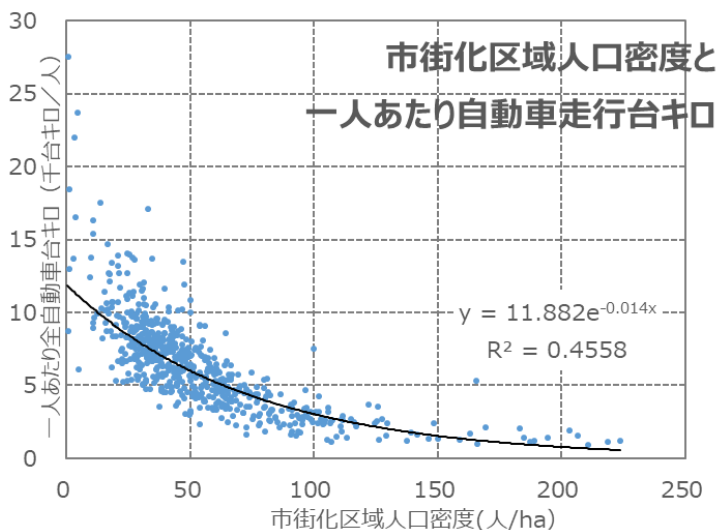
- 国内以上に海外では懐疑派や陰謀論といったものが広まっており、環境意識が一般的に高まるほど、懐疑的に捉える動きもあるため、このような動きにどのように対処するのも2030年に向けて検討していくべき。そのためにも環境問題は生活やWell-being、地方創生のためにやっているのだという理解をどう広げるのかが重要である。（夫馬委員、第1回）
- NPOで地域循環共生圏の創生に係るような事業を行っているが、現場には既に担い手となる人材がいなかった状況や、お金がないなどといった現状がある。地方では様々な取組が進む一方で、未だ地域経済の衰退は歯止めが効いておらず、地方の経済を保つために未来に借金をしている状況である。都市が地方のコストを負担できなくなると、地方の文明を見捨てるという選択しかなくなってしまうため、そうならないうちに、経済と資源の循環を作ることが大切である。（千葉委員、第1回）
- 横断的な政策として、SEAや政策評価が必要であり、温暖化対策を実施する上で既存の建物や都市に関する法律で環境の観点が位置づけられる必要があるという点について、実際に法改正が必要になると思う。（大塚委員、第2回）

- 循環共生型社会、地域循環共生圏の構築に向けて、
 - ✓ **個別環境行政の統合**により、環境負荷の総量を削減して高いレベルの環境保護を実現するとともに、自然資本を回復・増加させていくこと、
 - ✓ **環境政策と他の政策分野との統合**による、「環境政策による経済・社会的課題の同時解決」「将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長」の具体化が重要である（第2回資料）。これらの視点において国土利用・土地利用のあり方は今後重要になってくるのではないか。
- 今後の国土利用について、例えば、以下の観点を考慮することが必要ではないか。
 - ✓ **再生可能エネルギーの供給ポテンシャルと需要地のマッチング**、地域における生物多様性の保全の担い手の確保、地域活性化等の視点から、**東京一極集中を緩和し、自立・分散型の国土構造**を目指す。
 - ✓ 広域的な資源循環のあり方の検討
- 今後の土地利用においては、それぞれの自治体、圏域において、個別環境行政の統合、環境政策と他の政策分野との統合を目指した空間計画・土地利用のあり方の検討が必要ではないか。その際、統合的に考慮すべき要素としては以下が例示できるのではないか。
 - ✓ **都市のコンパクト化+ネットワーク**
 - 市街地の集約化と都市間を含む地域公共交通ネットワークの形成。脱炭素の視点から、自動車総走行量と業務床面積の適正化に貢献。コミュニティ空間を重視したウォークアブルな都市・地域づくり、中心市街地の活性化にも寄与。
 - 郊外部は再生可能エネルギーの整備や自然再生（平成27年版環境白書）
 - 適応の観点から、ハザードマップ上の利用の回避
 - ✓ 公正な移行関連
 - 産業構造変化に伴う臨海工業地域等の土地利用のあり方の検討
 - ✓ **生物多様性の保全と持続可能な利用**を進めるに際して、**ランドスケープアプローチ**の手法を適用する。
 - **自然的条件と社会的条件を統合的に捉え**、地域の多様な主体の参画を得て様々な取組と協調する。
 - **様々な情報を地図上に明示**して「空間計画」として検討を進める。
 - ✓ 地域共生型の再生可能エネルギーの導入に向け、**環境対策間のトレードオフを最小化**する手法を適用する（例：促進区域等のゾーニング）。

炭素中立型社会における土地利用のあり方（中央環境審議会炭素中立小委資料より抜粋）

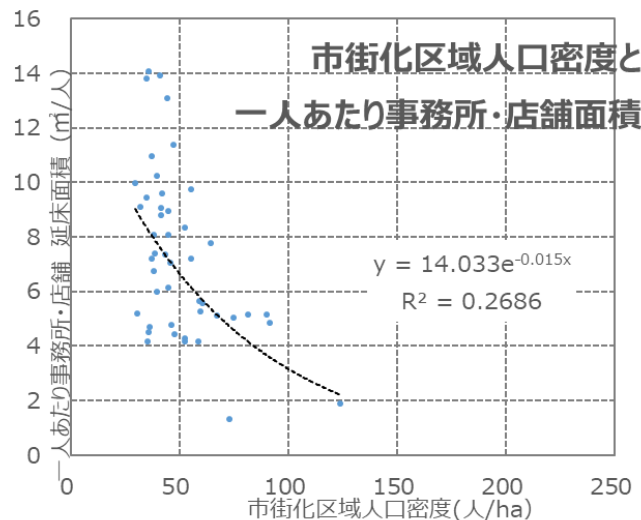
- 自動車走行量の減少等を通じて、**CO2排出量削減に寄与**することから、都市のコンパクト化や都市間を含む持続可能な地域公共交通ネットワークの形成（**コンパクト・プラス・ネットワーク**）や、ウォークブルでコミュニティ空間を重視した都市・地域づくりは有効。
 - **拡散型の市街地を有する都市**は、集約型の市街地を持つ都市と比べて、**一人当たり自動車走行量が増え、一人当たり事業所・店舗の延床面積**が広くなる傾向にある。
 - また、店舗等への来場者から発生する自動車からのCO2排出量について、**郊外の高速度道路のインターチェンジ付近の店舗群**は、鉄道駅付近の中心市街地の店舗群と比べて、自動車の利用割合が高いなどの理由により、**CO2排出量が大きくなる推計**もある。
- 全国の市町村におけるエネルギー代金の収支をみると、9割を超える市町村でエネルギー収支が赤字となっている中（2013年時点）、全国の市町村の**再エネの導入ポテンシャル**をみると、域内の再エネで地域内のエネルギー需要をほぼ自給できる地域や、地域内の再エネ供給力がエネルギー需要を上回る地域は、**大都市部と比較して、地方部に多い**。
 - 地方部における高い再エネポテンシャルの活用にあたっては、**地域と共生する形での再エネ導入**が重要。
 - 自然環境と調和し、レジリエンス等にも資する再エネの導入を進めていくため、**温対法の促進区域制度等**を活用していくことが効果的。

市街化区域人口密度と自動車走行量の関係



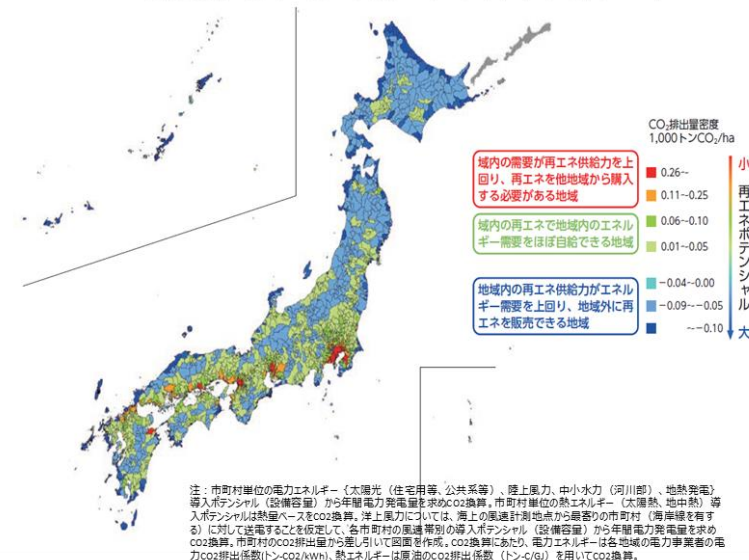
(出所) 土地利用・交通モデル(全国版)、都市計画年報(H27)から作成

市街化区域人口密度と業務床面積の関係



(出所) 国土交通省「建築物ストック統計(H27)」、都市計画年報(H27)から作成

地方部において多い再エネのポテンシャル

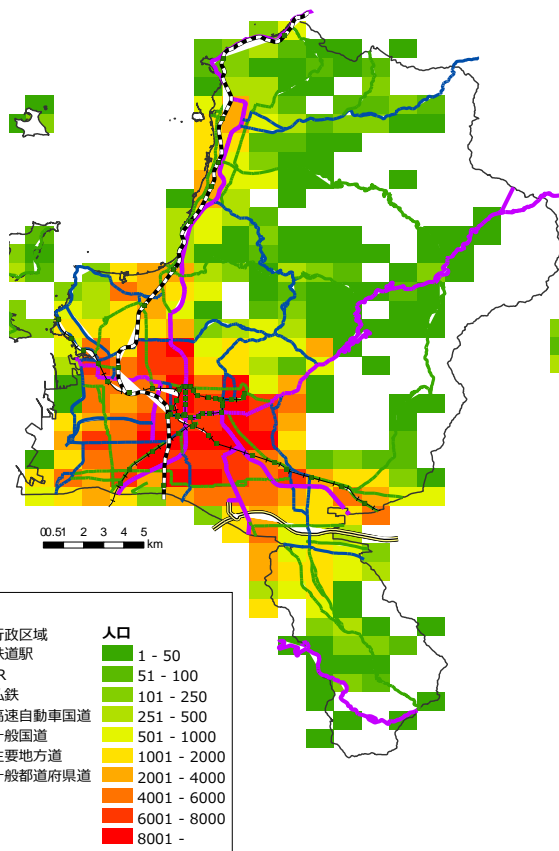


(出所) 環境省「平成30年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」から作成

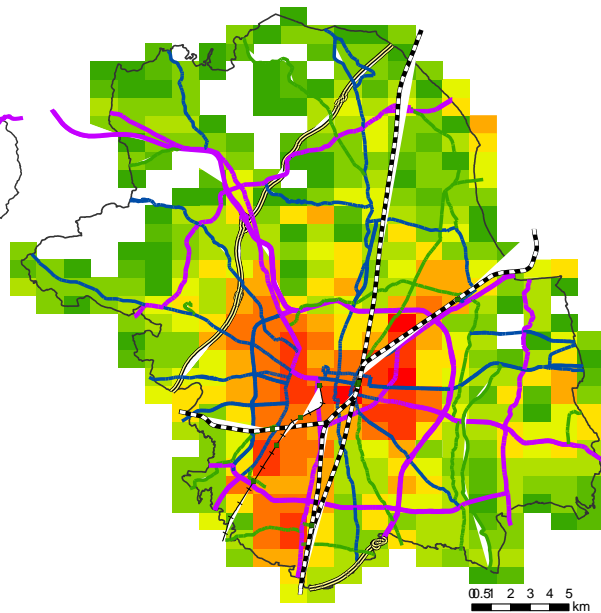
都市構造と脱炭素の関係（中央環境審議会炭素中立小委資料より抜粋）

- 総人口、面積がほぼ同じの宇都宮市と松山市を比べた場合、**市街化区域の人口密度**は、松山市が宇都宮市の1.4倍、一人あたり自動車排出量は、**宇都宮市が松山市の1.5倍**である。
- 宇都宮市の市街化区域の面積は、松山市に比べて約17km²広い。今後、**拡散型の市街地を有する都市は、市街地面積のコンパクト化を進めること**で、元々市街地であった土地において、**自然再生や再エネ適地が増加する等の、新たな土地の利活用が進む可能性があるのではないか。**

松山市の人口分布



宇都宮市の人口分布



松山市と宇都宮市の比較

	項目	宇都宮	松山
基本	人口 (人)	518,594	514,865
	面積 (km ²)	417	429
	市街化区域面積 (ha)	9,199	7,029
	市街化区域人口 (千人)	430	447
	市街化区域人口密度 (人/km ²)	4,673	6,359
	DID人口密度 (人/km ²)	5,396	6,253
運輸	一人あたり自動車保有台数 (台)	0.78	0.62
	自動車分担率 (%)	69.3	48.7
	徒歩・自転車分担率 (%)	23.9	37.6
	公共交通機関分担率 (%)	5.5	4.4
	一人あたり自動車CO ₂ 排出量 (トン-CO ₂ /人)	2.0	1.3
	一人あたり道路延長 (m/人)	6.1	4.1
業務	業務床面積 (km ²)	6,537,034	6,348,546
	第三次産業従事者 一人あたり業務床面積 (m ² /人)	34.3	33.1
	昼間人口一人あたり商業床面積 (m ² /人)	1.4	1.1
	小売り売上効率 (円/m ²)	818,827	792,292
家庭	共同住宅世帯割合 (%)	38.3	42.2
医療・福祉	高齢者外出頻度 (回/週)	13.5	13.8
財政	人口一人あたり維持補修費 (千円)	4.20	2.38

(出所) 総務省「平成27年国勢調査」、「平成26年経済センサス」、「平成27年度市町村別決算状況調」、「平成27年度固定資産概要調書」、国土交通省「平成27年都市計画年報」、「平成27年全国都市交通特性調査」、経済産業省「平成26年商業統計」、環境省「土地利用・交通モデル (全国版)」より作成

炭素中立型社会における国土利用・土地利用の推進に関する法制度

- 国土利用計画法に基づく**国土利用計画**（全国の区域について定める国土の利用に関する計画）のうち、**環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては環境大臣が共同して作成**することとなっている。また、**国土形成計画法に基づく国土形成計画**（総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について定める計画）は**環境大臣その他関係行政機関の長に協議した上で作成**することとなっている。

◎ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）（抄）

（全国計画）

第五条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

2～6 （略）

7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。

8 （略）

◎ 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）（抄）

（全国計画）

第六条 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとする。

2 （略）

3 全国計画は、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 （略）

5 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、都道府県及び指定都市（…（略）…）の意見を聴き、並びに国土審議会の調査審議を経なければならない。

6～8 （略）

- 都市のコンパクト化や都市間を含む持続可能な地域公共交通ネットワークの形成や、ウォーカブルなコミュニティ空間を重視した都市・地域づくりに関しては、温対法において、**都市機能の集約の促進**は地方公共団体実行計画の計画事項とされている。また、都道府県及び指定都市等は、都市計画等の施策について、**地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガス排出量の削減等が行われるよう配慮**するものとされている。

◎ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、…（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 （略）

3 都道府県並びに…指定都市及び…中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一・二 （略）

三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四・五 （略）

4～6 （略）

7 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

◎地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（抄）

(d) 脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの形成

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積の増減等を通じて、中長期的に二酸化炭素排出量に影響を与え続けることから、従来の拡散型のまちづくりからの転換を目指し、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築（コンパクト・プラス・ネットワーク）、人中心の「まちなか」づくり、都市のエネルギーシステムの効率化等による脱炭素に資する都市・地域づくりを推進する必要がある。

◎都市計画法（昭和43年法律第100号）（抄）

（他の行政機関等との調整等）

第二十三条（略）

2 国土交通大臣は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣及び環境大臣の意見を聴かなければならない。

3～7（略）

◎第12版 都市計画運用指針（令和4年4月国土交通省）（抄）

6. 他の計画との関係

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するものである。したがって、下記のように、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策、防災・減災施策など多様な分野の計画との連携が求められる。

（中略）

⑤ 脱炭素型まちづくり

コンパクトシティの取組は、公共交通の利用促進と相まって、都市機能の集約を通じて自動車に過度に依存しない生活の実現や自動車の移動距離の短縮等を図るものでもあることから、温室効果ガスの排出削減、さらには地域の脱炭素化に資する取組である。「都市機能の集約の促進」については、地域における地球温暖化対策の推進のために策定する地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項）の計画事項とされていることから、立地適正化計画と地方公共団体実行計画が整合をもって効果的に機能するよう十分に調整を行うべきである。

また、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第7条に規定する低炭素まちづくり計画は、市町村マスタープラン（これにみなされる立地適正化計画を含む。）との調和を保つこととされているところであり、例えば、都市機能誘導区域をある場所に設定する一方、別の場所に低炭素まちづくり計画に定められる集約地域を設定するといったことのないよう、十分に調整を行うべきである。

ランドスケープアプローチとは

- ランドスケープアプローチは、一定の地域や空間において、（土地・空間計画をベースに、）多様な人間活動と自然環境を総合的に取扱い、課題解決を導き出す手法。

ランドスケープ

自然環境と様々な人間活動の総体として現れる一定の地域や空間の様相。

The Real World



出典 <https://www.in.gov/gis/gis101.htm>

景観：①けしき、ながめ・・・
②自然と人間界のことが入りまじっている現実のさま。
(広辞苑)



ランドスケープアプローチ

- 持続可能な発展や人々の生活など、多様で総合的な観点なしには対応できない課題を解決。
- 生物多様性保全と気候変動や持続可能な消費と生産など、関連する課題解決プロセスのかけはしにもなる、成熟した社会づくりにとって重要な考え方。

トレードオフを生む政策アプローチ

例：ひとつの種だけに着目した保全施策
経済活動だけに着目した政策



第五次環境基本計画

平成30年4月閣議決定

国土のストックとしての価値の向上（グリーンインフラやEco-DRRの推進）

「**災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生する。**（略）こうした対応により、人口減少、社会資本の老朽化等の社会構造の変化に伴い生じる課題や自然災害の激甚化に対応するとともに、生物多様性の保全に貢献する。」

気候変動適応計画

平成30年11月閣議決定

基本戦略①あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む

「**グリーンインフラや生態系を基盤とするアプローチ**は、防災・減災といった気候変動への適応に加え、炭素貯蔵を通じた気候変動の緩和、地域社会における多様な社会・経済・文化の互惠関係を創出、生物多様性の保全と持続可能な利用への貢献など様々な効果が期待できる。」

国土強靱化基本計画

平成30年12月閣議決定

国土強靱化を推進する上での基本的な方針

（4）地域の特性に応じた施策の推進

「⑦地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、**自然環境の有する多様な機能を活用するなどし**、自然との共生を図ること。」

グリーンインフラ推進戦略

令和元年7月国土交通省

4. グリーンインフラの活用を推進すべき場面

（1）気候変動への対応

「安全な地域づくりを進めるため、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することによる**生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）やグリーンインフラを推進する。**」

自然を活用した防災・減災（Eco-DRR）の考え方が位置づけられている行政計画の一覧



関係省庁等	関係する計画等	
内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> 国土強靱化基本計画 水循環基本計画 	など
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 防災基本計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略 	など
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 国土形成計画、国土利用計画 社会資本整備重点計画 インフラ長寿命化基本計画 都市計画運用指針 都市緑地法運用指針 グリーンインフラ推進戦略 	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画（一級河川） ※流域治水が組み込まれる予定 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針
農林水産省 林野庁	<ul style="list-style-type: none"> 農用地等の確保等に関する基本指針 森林林業基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> など
環境省	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画 生物多様性国家戦略 気候変動適応計画 	<ul style="list-style-type: none"> パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 自然環境保全基本方針 自然再生基本方針
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域マスタープラン 地域森林計画（一部で位置づけ確認） 河川整備計画（二級河川） 海岸保全基本計画 	<p>＜都道府県・市区町村＞</p> <ul style="list-style-type: none"> まち・ひと・しごと創生総合戦略 総合計画 国土利用計画（都道府県計画の一部で位置づけ確認） 国土強靱化地域計画（都道府県計画の一部で位置づけ確認） 地域防災計画 生物多様性地域戦略（都道府県、市区町村の一部で位置づけ確認） 環境基本計画（都道府県、市区町村の一部で位置づけ確認） 地球温暖化対策地方公共団体実行計画、気候変動適応地域計画（都道府県計画の一部で位置づけ確認） 農業振興地域整備計画 都市農業振興基本計画 港湾計画
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン 立地適正化計画 緑の基本計画（一部で位置づけ確認） 森林整備計画（一部で位置づけ確認） 	など

赤字は現時点で既にEco-DRRや防災機能としての生態系等が位置づけられているもの（地方自治体の場合は一部に位置づけが確認できたもの）

**(参考) 第五次環境基本計画最終点検における
土地利用・国土利用に係る施策の進展**

【都市のコンパクト化、公共交通ネットワーク形成の推進】

● 取組の進捗状況

- 立地適正化計画制度の普及等によりコンパクト・プラス・ネットワークの取組を促進。
- LRT/BRT等を軸とした公共交通ネットワークの形成を進めることで、自転車交通量の減少等を通じてGHG削減に寄与。

● 定量的な取組の進捗

- 立地適正化計画を作成する市町村数：448都市（2022年4月1日）
*2024年度の目標は600市町村 *2015年度は1都市
- LRT・BRT件数：LRT 1件、BRT 3件の補助を実施（2018年度）、LRT 1件、BRT 5件の補助を実施（2019年度）
- LRT・BRTへの補助によるCO2排出削減量：2017年度の事業の開始より合計12事業への補助で10,152トンのCO2を削減

【未利用の再生可能エネルギー熱の利用】

● 取組の進捗状況

- 2019年度に省エネ基準の適合性判定に向けたガイドラインを策定・公表。
- 2018年度、2019年度には未利用の再生可能エネルギー熱に係る事業化に向けた検討や設備の導入支援を実施。加えて2019年度には災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入支援を実施。

● 定量的な取組の進捗

- 設備導入補助によるCO2排出削減見込み量は23.4万トン
*採択された案件の内訳は、再エネ電気・熱：147,025トン 地域の防災・減災：96,348トン

【「小さな拠点」の形成】

● 取組の進捗状況

- 人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持していくことが重要であり、持続可能な地域づくりを目指す取組として「小さな拠点」の形成を促進。こうした拠点においては熱エネルギーの利用可能性が高まるとともに、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入可能性も高まると考えられ、それらの導入支援等を通じて、GHG削減に資する
- 2019年度は既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備の支援を実施
- 2018年度、2019年度には地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る事業化に向けた検討や設備の導入を支援
- 2019年度には災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入を支援

● 定量的な取組の進捗

- 設備導入補助によるCO2排出削減見込み量は62万トン
*採択された案件の内訳は、2018年度：304,492トン（再エネ電気・熱） 2019年度：620,065トン（再エネ電気・熱：450,134 t、地域の防災・減災：169,931 t）
- 木質バイオマス発電機（熱電併給）の導入数は、2018年度末：109件（目標値：170件、目標年度：2020年度）

【交通網の維持・活用等】

● 取組の進捗状況

- 生活交通ネットワークの確保・維持を目的として、2018年度・2019年度は「**地域公共交通網形成計画**」等を策定し、路線維持や利便性向上の取組を行うことを促進。2019年度には、幹線バス交通、コミュニティバス、デマンドタクシー等の生活交通の確保・維持等への支援、地方公共団体が計画を策定する際の人材・ノウハウ面を支援、「**地域公共交通活性化再生法**」等の法改正を実施（2020年5月成立）
- 公共交通機関を利用した他地域との交流、公共交通機関の事業者間連携等を目的として、2018年度には「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」を開催、中間とりまとめを実施。**2019年度にはMaaSの全国普及に向け地域の課題に対応した実証実験等の支援を実施。**
- ICTを活用した交通情報の提供として、2018年度は標準的なバス情報フォーマットについて静的情報に加え動的情報を対象に追加。2019年度には、標準的なバス情報フォーマットのバス事業者への導入を促進。
- 自転車活用に向けた取組として、2018年度は「自転車活用推進計画」を閣議決定し、2019年度には自転車等駐車場・自転車通行空間の整備、サイクルトレインやシェアサイクルの活用・普及などの取組を推進。

● 定量的な取組の進捗

- 地域公共交通網形成計画の策定件数：651件（2021年5月末）
* 2020年8月末時点では602件

【既存のインフラの再配置・更新・改修等に当たってのストックの価値向上】

● 取組の進捗状況

- 廃棄物高効率熱回収、廃棄物燃料製造事業等の補助による**廃棄物エネルギーの有効活用による低炭素化を推進**等
- 廃棄物処理施設における個別施設計画策定促進にむけた各種取組の実施（財政的支援、技術的支援、その他）、浄化槽整備事業に対する循環型社会形成推進交付金等による支援、社会資本整備総合交付金による下水道施設の耐震化、ストックマネジメント等の取組を行う地方公共団体の支援等
- 浄化槽の長寿命化計画策定ガイドラインの検討・作成、改正水道法および改正浄化槽法による新たな規定等、水道事業ビジョンの策定推奨、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく停電対策・土砂災害対策・浸水対策・耐震化の取組推進等

● 定量的な取組の進捗

指標	進捗状況
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	2020年4月1日調査時点56% * 目標：2020年度末までに70%
一般廃棄物処理施設における個別施設計画策定率	2020年4月1日調査（2019年3月31日時点）63% * 目標：2020年度末までに100%
個別施設計画（水道事業ビジョンを含む）策定状況	2020年4月1日時点87% * 厚生労働省調べ。全国の上水道事業者数に対する水道事業ビジョン策定済み又は個別施設計画策定済み上水道事業者数の割合 ※ 基幹管路の耐震適合率は2018年度で40.3%
個別施設計画の策定	2018年度に下水道法（2015年改正）に基づく事業計画の策定が完了

【既存住宅の改修による長寿命化、ZEB/ZEH等の推進】

● 取組の進捗状況

- **既存住宅の改修による長寿命化として、補助金・税制による促進**
- **ZEB/ZEHの推進として、中小工務店等が連携して建築するZEHに対する支援、既存建築物のZEB化に関する調査委託**
- 新築住宅・既存住宅のZEH化・断熱改修に資する設備機器等の導入支援、業務用建築物等におけるZEB化・省CO2改修に資するシステム・設備機器等の導入支援、既存建築物/住宅のZEB/ZEH化も補助対象とした支援事業

● 定量的な取組の進捗

ZEB・ZEH推進によるCO2排出削減見込量

2018年度採択分	ZEB：174,510 t（ZEB支援：30,315 t、既存建築物の省エネ改修：144,195 t） ZEH：561,797 t（ZEH支援：543,935 t、既存住宅の断熱リフォーム支援：17,862 t）
2019年度採択分	ZEB：125,650 t（ZEB支援：47,951 t、既存建築物の省エネ改修：77,699 t） ZEH：400,655 t（ZEH支援：385,116 t、既存住宅の断熱リフォーム支援：11,549 t）

※ZEH支援によるCO2排出削減見込量は、2019年度に採択を行い2020年度に繰越しとなっている分を含んでいない。

【営農型太陽光発電の推進】

● 取組の進捗状況

- 営農しながら上部空間で太陽光発電を行う営農型太陽光発電の取組が各地で普及しつつあり、その促進により、農業者の経営安定化、農業施設、蓄電池等、農業機械を組み合わせた再生可能エネルギー電気の自家利用等、地域の活性化とエネルギー収支の改善に貢献している
- 「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」の内、「**営農型再生可能エネルギー発電自家利用モデル構築事業**」にて、導入を促進
- 地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進し、二酸化炭素削減にかかる費用対効果が高くかつ地域内消費のモデル的事例となる事業に対し、かかる経費の一部を支援

● 定量的な取組の進捗

- 2018年度採択実績：2件、2019年度採択実績：2件

【生物多様性の主流化を通じた自然資本の持続可能な利用推進】

● 取組の進捗状況

- 国際的な動向も踏まえ、日本国内での30by30目標（2030年までに陸と海の30%以上を保全することを目指す目標）の実現に向けた行程と具体策を示す「[30by30ロードマップ](#)」を2022年4月に公表。あわせて、多様な主体が連携して30by30目標を達成するため、環境省・企業・自治体・団体等による有志連合「[生物多様性のための30by30アライアンス](#)」を発足させた。
- [ビジネスにおける生物多様性の主流化が十分進んでいない現状](#)を踏まえ、ビジネスと生物多様性・自然資本に係る新たな国際目標や国際枠組みの進展に対応し、事業活動と生物多様性の関係性の評価・分析とそれに基づく目標設定や情報開示を促すための[ルールメイキングへの参画](#)や、[ガイドライン・実証事業等を通じた事業者の取組支援](#)を実施。

【生物多様性の確保と人間活動の調和を通じた環境・社会・経済的な課題に対応する国土利用】

● 取組の進捗状況

- 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため「多自然川づくり」を推進した。また、過去の開発等により失われた湿地について、地域の多様な主体と連携しつつ、再生等を推進した。
- 2019年3月に「実践的な河川環境の評価・改善の手引き（案）」を作成し、河川環境の定量的な目標設定の取組を推進した。
- 洋上風力発電導入の検討に係る環境影響評価の円滑化・迅速化と、適切な環境配慮の両立を図る上でも、重要な基礎資料とするため、衛星画像の解析手法を用いて[藻場の分布調査を2018年から2020年に実施](#)した。また、[2017年から2021年に琉球列島、小笠原諸島のサンゴ分布調査を実施](#)した。
- 2019年4月に成立した改正自然環境保全法に基づき、自然環境が優れた状態を維持していると認められる海域について、2020年12月に[沖合海底自然環境保全地域として4地域指定](#)した。
- 2021年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向けた中長期の政策方針として、「みどりの食料システム戦略」を策定した。2022年5月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が公布され、7月に施行された。
- 2020年8月に新農林水産省生物多様性戦略検討会を設置し、2022年6月に「農林水産省生物多様性戦略の改定に向けたこれまでの議論の整理」を公表した。

● 定量的な取組の進捗 **生物多様性の確保と人間活動の調和を通じた環境・社会・経済的な課題に対応する国土利用**

- 愛知目標達成に貢献する事業の登録事業者の数：
2020年度410(目標400以上)
- 自然環境保全分野の産業市場規模：
2019年8.5兆円（前年比1.5%増）
- 国内希少野生動物植物種の指定種数：
293種（2018年度）→ 427種（2021年度）
- 保護増殖事業の計画策定数：51（2018年度）→56（2021年度）
同対象種数：64（2018年度）→75（2021年度）
- 生息地等保護区の面積：
890ha（2018年度）→ 1,489ha（2021年度）

【多様な主体による資源管理】

● 取組の進捗状況

- 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、地域の自然再生の取組を促進
- 生物多様性保全推進支援事業を通じて、地方自治体、NPO、大学等多様な主体からなる協議会が行う、重要里地里山等において自然体験・教育などで自然資源を保全・活用する取組に対して支援を2021年度から開始。

【国土の適正な利用・管理】

● 取組の進捗状況

- 国土交通省では、**人口減少下における国土の適切な管理の在り方を示す国土の管理構想**を2021年6月に策定。都道府県・市町村・地域の各レベルにおいて、土地の現状把握と将来予測をもとに、目指すべき将来像と土地の管理の在り方を示す管理構想の策定を推奨している。当該構想では、人口減少下で全ての土地をこれまで同様に管理するのは困難であり、優先的に維持する土地の明確化や管理方法の転換を進めることが重要であるとしている。
- これまでに、**長野県長野市旧中条村において地域管理構想を策定。現在、愛知県東栄町、福岡県うきは市で市町村管理構想の検討を、山形県天童市において地域管理構想の検討を進めており**、さらに今後取組の推進を図る予定。

各種指標の推移

- バイオマス系廃棄物の循環利用率 約17%（2019年度）
- バイオマス系廃棄物の循環利用量 約50百万トン（2019年度）
- 自然再生協議会の数： 26（2018年度）→27（2022年度）
- 自然再生事業実施計画の策定数：44（2018年度）→49（2022年度）

【グリーンインフラの推進】

● 取組の進捗状況

- 官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を推進するため、「**グリーンインフラ活用型都市構築支援事業**」を2020年度に創設。
- 2020年3月に産学官の多様な主体の参加する「**グリーンインフラ官民連携プラットフォーム**」を設立。グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおけるグリーンインフラの社会的な普及、グリーンインフラ技術に関する調査研究、資金調達手法等の検討等の活動の拡大を通じて、分野横断・官民連携によるグリーンインフラの社会実装を推進。
- 2021年の都市緑地法の一部改正により、特別緑地保全地区の指定要件に、「雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。）を追加し、「緑地保全等事業」の対象に追加。
- 流域治水の推進に当たって、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの考えを推進し、遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図るとともに、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全・再生することにより、生態系ネットワークの形成を推進。
- 2019年度に「**地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会**」を設置し、ブルーカーボンを活用した港湾・沿岸域における環境価値の創出に関する検討を進めている。
- 2021年度より、ジャパン・ブルーエコノミーが藻場の保全活動により創出されたCO2吸収量をクレジットとして認証し、CO2削減を図る企業・団体等とクレジット取引を行う「ブルーカーボン・オフセット・クレジット制度」の試行を実施している。

【Eco-DRRの推進】

● 取組の進捗状況

- グリーンインフラやEco-DRRに関する事例集「**自然の持つ機能の活用 その実践と事例**」を2019年3月に発行。
- **自然を活用した社会課題の解決（NbS）の考え方やEco-DRRの取組等を盛り込んだ気候変動適応計画を2021年10月に改定。**
- **生態系を活用した適応策（EbA）を現場で実施する際の基本的な考え方や踏まえるべき視点等を紹介する手引きを2022年6月に発行。**
- 2020年度から、かつての湿地・氾濫原等を再生した場合の流域全体の保水力や生物多様性保全効果を示す「**生態系機能ポテンシャルマップ**」作成方法の検討を開始。**のべ6地域においてマップの検討・作成を実施。**
- 自然生態系の防災・減災機能を踏まえ、森林、都市緑地、湿地、サンゴ礁等の保全・再生を推進した。

各種指標の推移

- 生態系を基盤とする手法に関する取組を含む、都道府県の生物多様性地域戦略の策定数：
24件（2020年度）→27件（2021年度）
- 特に重要な水系における湿地再生の割合：
39%（2012年度）→67%（2018年度）
- 生態系機能ポテンシャルマップのべ作成数：8件（～2021年度）

【浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進】

● 取組の進捗状況

- **脱炭素化とともに自立的なビジネス形成が効果的に促進されるよう戦略的に推進すべき地域の抽出や円滑な事業化**を目標としており、「①浮体式洋上風力発電の早期普及に向けた調査・検討等」「②エネルギーの地産地消を目指す地域における事業性の検証等」「③既存の浮体式洋上風車の社会受容・環境性など適地・金融機関等関係者への理解醸成」に取り組んでいる
- ①については、浮体式洋上風力発電による「再生可能エネルギーの主力電源化」の課題及び対応方策の検討や導入地域の特性に係る検討、地産地消型浮体式洋上風力発電の本格普及に向けた中長期シナリオ素案の策定、協議体等の設置・運営等を行った
- ②については6地域を抽出し、地産地消を目指すにあたって必要な調査や事業性・二酸化炭素削減効果の検証、検討委員会等を開催した
- ③については、関心地域における理解醸成シンポジウムや研修講座業務の企画・運営、浮体式洋上風力発電啓発のための広報コンテンツを製作した

● 取組の進捗状況

- 長崎五島の実証事業にて風水害等にも耐えうる浮体式洋上風力発電が実用化

【意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」による支援】

● 取組の進捗状況

- **地域の特性に応じた多様な再生可能エネルギー源の活用**（地域脱炭素移行・再エネ導入推進）および**再生可能エネルギーに関連する事業、省エネルギー事業、高齢者の見守り事業等を併せて行うことにより新たな雇用を生み出し、地域の活力の維持・発展**に貢献することを目的としている
- 「地域脱炭素ロードマップ」及び地球温暖化対策計画に基づき、意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして令和4年度に新たに「**地域脱炭素移行・再エネ推進交付金**」を設け、集中的・重点的な支援を実施
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち、「脱炭素先行地域づくり事業への支援」では、再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象としており、「重点対策加速化事業への支援」では、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策を複合的に実施する事業を対象としている